

茨城県伝統工芸士認定要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県伝統工芸品指定要領（以下「工芸品指定要領」という。）第4条の規定により知事が指定した茨城県伝統工芸品（以下「伝統工芸品」という。）の製造に従事している者のうち、高度な技術、技法を保持する者を茨城県伝統工芸士（以下「伝統工芸士」という。）として認定し、その称号を付与することにより、社会的な声価を高めるとともに、従業意欲と技術の向上、後継者の育成及び伝統工芸品の次代への継承に寄与することを目的とする。

(認定基準)

第2条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、伝統工芸品の製造に従事する者で次の各号に掲げるすべての要件を備えた個人を、伝統工芸士に認定する。

- (1) 工芸品指定要領第4条の規定に基づく指定を受けた伝統工芸品の製造に従事する技術者であること
- (2) 伝統工芸品の製造の実務経験年数が12年以上であり、かつ、現在もその製造に従事していること
- (3) 伝統工芸品の製造に関する高度の伝統的技術・技法、知識を有し、その維持発展に努めていること
- (4) 居住地又は伝統工芸品の主たる製造場所が県内にあること

(候補者の推薦)

第3条 工芸品指定要領に基づき伝統工芸品の指定を受けた産地組合、個人、企業又は団体（以下「製造者等」という。）は、前条に基づき伝統工芸士の認定を受けようとする者（以下「候補者」という。）について、同要領同条第4号に基づく伝統工芸品の製造市町村を経由して、知事あて推薦することができる。

ただし、本場結城紬の製造者等については、結城紬織物協同組合とする。

- 2 製造者等が個人の場合、自らを推薦することを妨げない。
- 3 第1項により製造者等が同一年度内に推薦できる人数の上限は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 製造者等が個人の場合 1名
 - (2) 製造者等が企業、団体の場合（次号に定める場合を除く） 2名
 - (3) 製造者等が伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第44号。以下「法」という。）第2条に基づく指定を受けた伝統的工芸品を製造する団体の場合 5名
- 4 法第24条第8号に基づき一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する伝統工芸士の認定を受けている者については、第1項及び前項の規定にかかわらず、自らを推薦することができる。
- 5 推薦に当たっては、茨城県伝統工芸士認定推薦調書（様式第1）によるものとする。
- 6 前項の推薦調書を経由する市町村長は、当該工芸士の認定に係る意見書（様式第2）を付して、知事に提出するものとする。

(審査委員会)

第4条 知事は、伝統工芸士の認定に当たり、工芸品指定要領第4条第1項に基づく審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、候補者の人物、作品等について審査の上、認定に係る意見を知事に提出する。

3 審査委員会は、前項の審査に当たり、必要に応じ、候補者等に作品の提出又は説明を求めるとともに、現地調査等を行うものとする。

(認定)

第5条 知事は、認定に当たっては次の事項を定めて認定するものとする。

(1) 伝統工芸士の氏名

(2) 伝統工芸品の名称

(認定の通知等)

第6条 知事は、前条の規定により伝統工芸士として認定した時は、認定証を交付するとともに、第3条に基づき推薦を行った者及び関係市町村長に通知する。

2 第7条第1項の規定により認定を取り消された者、第8条第2項各号の場合に該当する者は、速やかに認定証を知事に返還しなければならない。

3 知事は、前項に基づく返還があったときは、その旨を市町村長に通知するものとする。

(認定の取消等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いて、その認定を取り消すことができる。

(1) 第2条の各号に掲げる要件を欠くに至った場合

(2) 第3条に基づく推薦内容に虚偽又は過誤があった場合

(3) 伝統工芸士の品位を著しく損なう行為があった場合

2 知事は、伝統工芸士が死亡した場合については、委員会の意見を聴かずに認定を解除することができる。

(報告)

第8条 知事は、特に必要があるときは、伝統工芸士に対し、認定に係る活動の状況等について報告を求めることができる。

2 伝統工芸士として認定された者が、次の各号のいずれかに該当したときは、茨城県伝統工芸士異動報告書（様式第3）により速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 転業、廃業等により、伝統工芸品の製造に直接従事しないこととなった場合

(2) 称号の返上を申し出る場合。

(3) 法第24条第8号に基づく認定を受けた場合又は当該認定内容に変更があった場合

(公表)

第9条 知事は、第5条の認定、第7条の取り消し又は解除をしたときは、その旨を速やか

に公表するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、伝統工芸士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月24日から実施する。